六　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

七　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

八　総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

九　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第五十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6　奄美群島特例通訳案内士は、その資格を得た認定計画区域の区域外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

7　奄美群島特例通訳案内士は、その業務に関して奄美群島特例通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た認定計画区域の区域を明示してするものとし、当該認定計画区域以外の区域を表示してはならない。

8　通訳案内士法第三章の規定は、奄美群島特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「奄美群島特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定奄美群島市町村（奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項の認定を受けた奄美群島市町村（同法第五条第六項に規定する奄美群島市町村をいう。以下この条において同じ。）をいい、当該奄美群島市町村が二以上である場合にあつては、同法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する産業振興促進計画において定めた一の奄美群島市町村をいう。以下この章において同じ。）」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定奄美群島市町村の長」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「奄美群島特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「奄美群島振興開発特別措置法第十七条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

9　通訳案内士法第四章の規定は、奄美群島特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「奄美群島振興開発特別措置法第十七条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定奄美群島市町村（奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項の認定を受けた奄美群島市町村（同法第五条第六項に規定する奄美群島市町村をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該奄美群島市町村が二以上である場合にあつては、同法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する産業振興促進計画において定めた一の奄美群島市町村をいう。以下この章において同じ。）の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「奄美群島振興開発特別措置法又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定奄美群島市町村の長」と読み替えるものとする。

10　通訳案内士法第三十五条の規定は、奄美群島特例通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定奄美群島市町村（奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項の認定を受けた奄美群島市町村（同法第五条第六項に規定する奄美群島市町村をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該奄美群島市町村が二以上である場合にあつては、同法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する産業振興促進計画において定めた一の奄美群島市町村をいう。以下この項において同じ。）の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定奄美群島市町村の長」と読み替えるものとする。

（旅行業法の特例）

第十八条　奄美群島市町村が、第十一条第二項第三号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画（旅行業法第三条の旅行業者代理業の登録又は同法第六条の四第三項の規定による届出を要する行為に関する事項を記載したものに限る。）について、国土交通省令で定める書類を添付して、主務大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該観光旅客滞在促進事業のうち、同法第三条の旅行業者代理業の登録を受け、又は同法第六条の四第三項の規定による届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの規定による登録を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第十二条の九第一項の規定は、適用しない。

2　前項の規定により旅行業法第三条の登録を受けたものとみなされた者（以下この条において「奄美群島内限定旅行業者代理業者」という。）は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。

3　次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める標識を掲示してはならない。

一　奄美群島内限定旅行業者代理業者　旅行業法第十二条の九第一項の標識

二　奄美群島内限定旅行業者代理業者以外の者　前項の標識

三　旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業者等（同法以外の法律の規定により同法第三条の登録を受けたものとみなされた者を含む。）以外の者　前項の標識に類似する標識

4　奄美群島内限定旅行業者代理業者は、その営業所に、旅行業法第十一条の二第一項の規定により選任しなければならないものとされている旅行業務取扱管理者に代えて、次に掲げる要件に該当する奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を選任することができる。この場合においては、奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を同項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する。

一　旅行業法第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しないこと。

二　旅行業務の取扱いについての国土交通省令で定める研修の課程を修了したことその他の当該営業所における第十一条第四項第二号に規定する旅行業務に関し奄美群島内において旅行業法第十一条の二第一項に規定する事務を行うのに必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備えること。

5　国土交通大臣は、この条の規定の施行に必要な限度において、奄美群島内限定旅行業者代理業者に対し、奄美群島内限定旅行業者代理業の実施状況について報告を求めることができる。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例）

第十九条　奄美群島市町村が、第十一条第二項第三号に掲げる事項に補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、主務大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

（農地法等による処分についての配慮）

第二十条　国の行政機関の長又は鹿児島県知事は、認定産業振興促進計画に記載された計画区域内の土地を認定産業振興促進計画に記載された事業の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該計画区域における産業の振興に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。

（中小企業者に対する配慮）

第二十一条　国及び地方公共団体は、認定産業振興促進計画に記載された計画区域において、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が認定産業振興促進計画に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。